

「国家知識産権局行政裁決案件オンライン口頭審理弁法」 の公布に関する国家知識産権局の公告(517号)

公布日：2023-02-24

国家知識産権局の公告 第五一七号

知的財産権保護の全面的な強化に関する中国共産党中央委員会、国務院の決定配置を真剣に実行し、公平競争の市場秩序を確実に維持し、知的財産権の権利者と社会公衆の合法的権益を保障し、事件当事者の行政裁決手続きへの参加を便利にし、権利保護コストを下げ、行政効率を高めるために、「中華人民共和国専利法」と関連法規、規則に基づいて、「国家知識産権局行政裁決案件オンライン口頭審理弁法」を制定したので、ここに公布し、公布日から施行する。

以上をもって公告する。

国家知識産権局
2023年2月17日

国家知識産権局行政裁決案件オンライン口頭審理弁法

第一条 事件当事者の行政裁決手続きに参加しやすく、行政効率を高めるために、国家知識産権局の行政裁決の関連規定と実際の業務とを結びつけて、本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいう「オンライン口頭審理」とは、国家知識産権局が行政裁決において、インターネットを通じてオンラインで行政裁決事件の口頭審理手続きを完成させることを指す。事件のオンライン口頭審理は、オフライン口頭審理と同等の法的効力を持つ。

第三条 事件審理は、オフライン審理を原則とし、オンライン審理は例外とする。国家知識産権局は、事件の状況、当事者の意向と技術的条件などの要素を総合的に考慮してオンライン口頭審理を行うかどうかを決定する。以下の事件に対してオンライン口頭審理を適用することができる。

- (一) 重大な専利侵害紛争行政裁決事件。
- (二) 薬品専利紛争の早期解決メカニズム行政裁決事件。
- (三) 集積回路レイアウト設計専有権紛争行政裁決事件。
- (四) その他のオンライン口頭審理に適した行政裁決事件。

第四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、オンライン口頭審理は適用されない。

(一) 当事者がオンライン口頭審理に出席できない確かな客観的な理由を有し、またはオンライン口頭審理に参加する技術的条件と能力を備えておらず、書面による申請をして、国家知識産権局の同意を得た場合。

(二) 事件は難解複雑で、証拠が大量にあり、オンラインの方法を用いることが事実の解明や法律の適用に資さない場合。

(三) 事件が国家安全、国家機密、営業秘密に係る場合。

(四) その他、オンライン口頭審理が適用できない事情があると国家知的財産権局が判断した場合。

前項（一）の状況に該当する当事者はオフライン口頭審理に参加し、他の当事者は引き続きオンライン口頭審理に参加することができる。

第五条 国家知識産権局は、オンライン口頭審理を行う場合、口頭審理の少なくとも

も5営業日前に当事者に通知し、かつ、オンライン口頭審理の具体的な時間、ステップ、権利・義務、法的影響と運用方法などを当事者に告知しなければならない。

第六条 国家知識産権局がオンライン口頭審理を通知したにもかかわらず、当事者が正当な理由なく出席せず、それが請求人であるときは請求を取り下げたものとみなされ、被請求人であるときは欠席をしたものとみなされて処分される。

第七条 国家知識産権局は、オンライン口頭審理時において、当事者の身分を検証しなければならない。確かに必要な場合は、更にオフラインで身分を確認しなければならない。

第八条 国家知識産権局は、事件の状況に応じて、当事者を動員してオンラインの証拠交換を行い、同期又は非同期の手段により証拠提出及び反対尋問のプロセスを完成させることができる。審理時にオフラインで原本を照合し、実物を検査する必要があることを発見した場合、オンライン口頭審理後にオフラインで照合、検査を手配することができる。

第九条 オンライン口頭審理を適用する事件では、当事者の忌避申請、証拠提出、反対尋問、陳述、弁論などの権利を法に基づいて保障しなければならない。

すでにオンライン口頭審理を採用した事件において、口頭審理の過程でオンライン口頭審理を適用しない状況が存在することを発見した場合、国家知識産権局は速やかにオフライン口頭審理に移行しなければならない。すでに完了したオンライン口頭審理部分は法的効力を有する。

第十条 国家知識産権局は、オンライン口頭審理廷を手配しなければならない。事件合議体のメンバーや席名などは、ビデオ画面の正当な領域に表示しなければならない。

オンライン口頭審理に参加する他の者は、静かで邪魔にならず、適切な証明があり、ネットワーク信号が良好で、比較的閉鎖的な場所を選択して参加しなければならない。オンライン口頭審理の音声ビデオに影響を与える可能性、又は審理の厳粛性を損なう場所で参加してはならない。必要に応じて、国家知識産権局は、参加者に対して、指定された場所でオンライン口頭審理に参加するよう要求することができる。

第十一条 オンライン口頭審理に参加する者は口頭審理規律を遵守しなければならない。確かなネットワーク障害、設備の損傷、電力の中断などの不可抗力の原因に

よる場合を除き、当事者が許可なく途中退出した場合は、本弁法第6条に従って処分するものとする。

第十二条 証人がオンライン方式で参加する場合は、事件の審理を傍聴してはならない。証人の反対尋問が必要な場合を除き、証人に尋問する際には、他の証人がその場にいてはならない。当事者は証人のオンライン口頭審理への参加に異議を唱え、書面にて申請し、国家知識産権局の同意を得た場合は、証人にオフラインで証言することを要求しなければならない。

検査鑑定機関の職員等がオンライン口頭審理に参加する場合は、前項の規定を参照する。

第十三条 オンライン口頭審理を適用する事件については、国家知識産権局がオンライン口頭審理の時間を公示しなければならない。

個人のプライバシー等に係る行政裁決事件については、当事者がオンライン口頭審理の非開示を申請した場合、オンライン口頭審理の過程を開示しなくて良い。

第十四条 オンライン口頭審理を行う事件については、各当事者はオンラインまたは書面確認、電子署名などの方式で、調停協議、調書、電子送達証明書およびその他の事件資料を確認・受領することができる。

調停、証拠交換、口頭審理などのステップで並行して形成された電子調書は、当事者による照合・確認を経て、書面調書と同等の法的効力を有する。

第十五条 オンライン口頭審理を実施する事件については、国家知識産権局は、技術的手段を用いて、案件と並行して口頭審理調書の電子ファイルを作成しなければならない。電子ファイルのファイリング、アーカイブ、保管および利用などは、ファイル管理に関する法律の規定に従う。

オンライン口頭審理を行う事件に紙の書類が存在する場合は、ファイル管理に関連する法律法規に従って立巻、アーカイブ、保管しなければならない。

第十六条 オンライン口頭審理に参加する関係主体は、データセキュリティと個人情報保護に関連する法令を遵守し、データセキュリティと個人情報保護に関する義務を履行しなければならない。国家知識産権局の同意がない限り、何人も法令に違反してオンライン口頭審理過程に関連する音声、映像、図文資料を録音・録画、傍受、流布してはならない。国家知識産権局が法に基づいて公開している内容を除き、何人も法律法規に違反してオンライン口頭審理のデータ情報を開示、流布、使用してはなら

ない。

上記のような状況が発生した場合、国家知識産権局は具体的な状況に基づいて、法律法規のデータセキュリティ、個人情報保護に関する規定に従って関連部門と人員の法的責任を追究することができる。犯罪の疑いがある場合は、法に基づいて司法当局に引き渡し、刑事責任を追究することができる。

第十七条 地方の専利業務管理部門が専利侵害紛争行政裁決事件を解決する過程でオンライン口頭審理を採用する場合は、本弁法を参照して適用する。

第十八条 本弁法は公布日から施行される。

出所：国家知識産権局公式サイト 2023年2月17日付

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/2/24/art_74_182288.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。